

足立区指定道路取扱基準

都市建設部 建築防災課 道路調査係

TEL 3880-5285 (直通)

kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

足立区指定道路取扱基準

第 1 章 総 則

第 1 総則

1 目的

本基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条の規定による道路の指定並びに指定の変更及び取消し（以下「指定等」という。）に係る手続について定めることを目的とする。

2 用語の定義

本基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 法 建築基準法をいう。
- (2) 令 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- (3) 規則 建築基準法施行規則（昭和 25 年省令第 40 号）をいう。
- (4) 条例 東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）をいう。
- (5) 細則 足立区建築基準法施行細則（昭和 40 年足立区規則第 6 号）をいう。
- (6) 指定道路 規則第 10 条第 1 項第 1 号に定める指定に係る道路をいう。
- (7) 4 号道路 法第 42 条第 1 項第 4 号に定める道路をいう。
- (8) 5 号道路 法第 42 条第 1 項第 5 号に定める道路をいう。
- (9) 2 項道路 法第 42 条第 2 項に定める道路をいう。
- (10) 指定 新たに法第 42 条第 1 項第 4 号又は第 5 号の規定による指定をすることとをいう。
- (11) 変更 指定した道路の延長、幅員又は位置を変えることをいう。
- (12) 取消し 指定の効果を将来に向かって消滅させることをいう。

第 2 章 4 号 道 路

第 1 4 号道路の指定等の基準

- 1 法第 42 条第 1 項第 4 号に規定する「2 年以内にその事業が執行される予定」とは、2 年以内に当該事業の進捗により指定を求める道路に接する敷地が事業関係者の生活再建の用に供されるように事業の執行計画が定められていることをいう。
- 2 指定する道路が道路の保全上必要な施設の敷地も道路区域として決定している場合は、原則として、通行の用に供する区域のみを指定の対象とする。
- 3 4 号道路の指定の変更をする場合は、1 及び 2 に規定する基準を満たすとともに、従前の 4 号道路に接する建築物の敷地が当該指定の変更により法第 43 条第 1 項の規定に抵触するに至らないこと。
- 4 4 号道路の指定の取消しをする場合は、取消しを求める当該 4 号道路に接する建

建築物の敷地が当該指定の取消しにより法第43条第1項の規定に抵触するに至らないこと。

第2 指定等の申請

1 申請書の記載方法

- (1)「申請者」は、事業施行者とする。ただし、指定の取消しを求める道路がすでに国、都又は区に移管され、交通開放されている場合は、その道路管理者とすることができる。
- (2)「道路に係る土地の地名及び地番」は、申請に係る道路の予定地又は所在地の地名、地番を記入する。土地の一部が道路に係る場合は「～の一部」と、無地番の公有地を含むときは「～地番先」と記入する。
- (3)「申請道路の幅員、延長」は、路線ごとに記入する。幅員の値は、道路の中心線で直角に測り、幅員の一定でない道路は、その変化点各々の値とする。延長の値は中心線の長さとする。

2 細則別記第13号様式の記載方法

細則別記第13号様式は、以下の点に留意して記載する。

- (1)「道路となる土地の地名地番・幅員・延長」は、申請書（細則別記第12号様式）に記入した事項と同じものを記入する。
- (2)複数葉にわたる場合は、路線又は隣接する街区ごとに作成する。1枚に収まらないときは、小縮尺の全体路線図を作成し、別途、複数葉に分け地籍図を作成する。また、付近見取図、公図は別葉にしてもよい。
- (3)地籍図
 - ア 申請図の凡例に従って記載する。
 - イ 縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600のいずれかとする。なお、区担当者との協議によりノン・スケール(N.S.)による記載も可能とする。
 - ウ 表示する範囲は、道路事業等の場合は申請する道路とその隣接地を、土地区画整理事業等面整備事業の場合は申請する道路とその隣接街区とする。
 - エ 申請する道路の幅員、中心線での延長及び各辺長を記載する。
 - オ 地番界及び地番を表記すること。
 - カ 表示した範囲内の既存道路を表記し、法上の種別、幅員を記載し、指定道路は指定年月日等を記載する。

(4) 付近見取図

縮尺1/2, 500程度とし、方位、申請に係る道路の位置、付近の目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を明確に表示する。

(5) 構造図

道路標準横断図を表示する。

(6) 公図写し

ア 申請日の前6か月以内に写したものとする。

イ 写した年月日、写した場所、写した者の氏名（受託者が作業を行った場合は、

受託作業者名及び法人名と代表者名（受託者が法人のときに限る。）を記載する。）

ウ 申請する道路を公図写し中に点線で明示する。

（７）承諾書

承諾書は、事業の認可書等の写しをもってこれに代える。

３ 事業の執行計画を示す図書

事業の執行計画を示す図書は、事業概要、事業認可書、事業計画書、工程表、都市計画図、事業認可図、測量図、周辺道路種別図、年次別事業計画図、道路概要、用地取得状況図、仮換地計画図、仮換地指定通知の写し、権利変換計画、施行計画図その他これらに類する図書を指し、事業の種類によって必要な図書を添付する。

第 ３ 章 ５ 号 道 路

第 １ ５号道路の位置の指定等の基準

- １ 位置の指定又は指定の変更を申請する５号道路は、令第１４４条の４に適合し、以下の要件を満たしていること。
 - （１）両端が法第４２条に規定する道路に隅切り部分を除き、有効に４メートル以上接続するよう築造する（図－１、図－２）。ただし、令第１４４条の４第１項第１号イからホまでのいずれかに該当する形状とし、袋路状道路とする場合も接続する法第４２条に規定する道路に有効に４メートル以上接続させる。
 - （２）令第１４４条の４第１項第１号ハに規定する転回広場は、原則として、ト型又はＴ型とし、奥行き延長は５．５メートルとする。（図－３）。
 - （３）指定道路の幅員は、原則として接続する道路の道路幅員以下とする。
 - （４）令第１４４条の４第１項第２号のやむを得ない場合としては、どちらか一方の隅切り部分の関係権利者の承諾が得られないときをいい、斜辺が４メートル以上の片側隅切りを設けるものとする。なお、隣接地の承諾が得られず隣接地境界線から離して道路を設定する場合は原則として１５センチメートル以上離すこと。
 - （５）令第１４４条の４第１項第２号の必要がないと認める場合とは、接続する道路幅員が６メートル以上でかつ指定道路側に歩道がある道路に接続するものをいう（歩道と車道の道路高低差は問わない）。
 - （６）両端が法第４２条に規定する道路に接続している道路の一部取消しは原則として認めない。ただし、土地の利用状況により、両端が法第４２条に規定する道路に接続していることが著しく土地の利用価値を損なうと考えられるものについては、この限りでない。

第 ２ 位置の指定等の申請

１ 申請書の記載方法

- （１）申請を代理人に委任する場合、原則として代理人は、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。ただし、測量作業の伴わない取消申請のみ、一級・

二級建築士も可能とする。

- (2)「道路に係る土地の地名及び地番」は、申請に係る道路予定地又は所在地の地名、地番を記入する。土地の一部が道路に係る場合は、「～の一部」と記入する。無地番の公有地を含む場合は、「～番地先」と記入する。
- (3)「申請道路の幅員」は、道路の中心線で直角に測り、幅員の一定でない道路は、その変化点各々の値を記入する。
- (4)「申請道路の延長」は幅員ごとの延長を記入する。(自動車転回広場は、原則として、道路の延長に含む。)延長は中心線の長さとし、分岐部の延長寸法の採寸の計測は、図－4による。

2 細則別記第13号様式の記載方法

細則別記第13号様式は、以下の点に留意して記載する。

- (1)「道路となる土地の地名地番・幅員・延長」は、申請書(細則別記第12号様式)に記入した事項と同じものを記入する。

(2) 地籍図

ア 申請図の凡例に従って記載する。

イ 縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600のいずれかで、原則として、指定する道路が日本工業規格A列4番に収まる縮尺とする。

ウ 道路(隅切りを含む。)の位置を明確にするため、基準点を定め、基準点からの距離を記載する。また、幅員、屈折点間ごとの中心線での延長及び各辺長を記載する。

エ 地番界、地番及び地目は、申請道路の用地となる土地及びその隣接地について表記すること。

オ 家屋番号、権利者及び権利の種類は、承諾が必要なものについて、各敷地及び地番ごとに所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記、買戻しの特約の登記又は電気工作物の設置及び保守等に関して設定された地役権の登記名義人名をそれぞれ権利別に記載する。

カ 既存建築物及び予定建築物の配置

キ 敷地周囲の長さ

敷地周囲の延長を記載し、路地状敷地の場合は路地状部分の間口と延長を記載する。

ク 既存道路

公道、私道の位置、法第42条に基づく道路の種別及び幅員を記載し、指定道路は指定年月日等も記載する。

(3) 付近見取図

縮尺1/2, 500程度とし、方位、申請に係る道路の位置、付近の目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を明確に表示する。

(4) 構造図

- ア 縮尺は1／50程度とする。
- イ 道路横断面を表示し、舗装構造・側溝等を明確にする。
- ウ 傾斜地の場合は、道路縦断面図に勾配を記載する。

(5) 公図写し

- ア 申請日の前6か月以内に写したものとする。
- イ 写した年月日、写した場所、写した者の氏名（受託者が作業を行った場合は、受託作業名及び法人名と代表者名（受託者が法人のときに限る。）を記載する。）
- ウ 申請する道路を公図写し中に点線で明示する。

(6) 承諾書

- ア 地名、地番及び権利別に承諾者名を記入し、承諾印（実印）を押印する。「権利別」欄は、権利の種類を記入する。
- イ 関係権利者全員の承諾を得た日付を「この図面のとおり道路位置の指定（変更、取消し）を承諾いたします。」の欄の日付として記入する。
- ウ 後見人等の法定代理人又は公有地管理者の場合は、これらの資格を権利別欄に記入する。
- エ 承諾を必要とする範囲

（ア）道路に係る土地及びその土地にある建築物又は工作物に関して次のいずれかの権利を有する者

- ① 所有権
- ② 対抗要件を備えた地上権又は賃借権
- ③ 登記した先取特権、質権又は抵当権
- ④ ①、②又は③の権利に関する仮登記
- ⑤ ①、②又は③の権利に関する差押えの登記
- ⑥ 買戻しの特約の登記
- ⑦ 高圧線下等において、電気工作物の設置及び保守等に関して設定された地役権

（イ）道路に沿接する土地及びその土地にある建築物又は工作物に関して所有権を有する者

（ウ）共同物件の場合は、全権利者

（エ）袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）の道路に接続して指定する場合は、その道路の接続部分の土地所有者

（オ）位置の変更又は取消しにより直接影響を及ぼすと考えられる部分の権利者（家屋の所有者を含む。）の承諾を得ることを原則とするが、区との事前協議により、位置の変更又は取消しにより利益のみを得ると判断される部分の権利者の承諾は必ずしも要しない。

（カ）法附則第5項の規定に基づく指定道路（告示建築線）の取消しの場合、前記（ア）の道路に係る土地及びその土地にある建築物又は工作物に関して権利を有する者の承諾のみ必要とし、前記（イ）の道路に沿接する土地及びその土地にある建築物又は工作物に関して所有権を有する者の承諾は求めないもの

とする。

オ 承諾についての一般事項

(ア) 公有地についてはその管理者の承諾とする。

(イ) 申請する道路が道路法（昭和27年法律第180号）による道路に係る場合は、道路管理者の承諾を要する。

(ウ) 権利者が未成年の場合は、親権者の承諾を要する。

(エ) 申請後に道路の位置を訂正する場合は、その部分の権利者の訂正印を要する。

(オ) 地権者が死亡し、遺産分割協議書により当該土地・建物の相続人が確定している場合、当相続人の記名押印（実印）をもって承諾とする。その際は遺産分割協議書の写しを申請書類に添付する。

相続人の確定を確認できない場合、法定相続人全員の記名押印（実印）をもって承諾とする。その際は法定相続人の確認を行うため、戸籍謄本・附票等と相続関係説明図を申請書類に添付する。

(7) 図面作成者は原則として、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。ただし、測量作業の伴わない取消申請のみ、一級・二級建築士も可能とする。

(8) 測量者は、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。

(9) 図面のつなぎ合わせ目には、関係権利者全員及び図面作成者の契印を押印する。

3 印鑑登録証明書

(1) 承諾書欄に押印された申請者及び承諾者の印鑑登録証明書を添付する。

(2) 申請者及び承諾者の印鑑登録証明書は、申請日の前6か月以内に発行されたものとする。

(3) 申請者及び承諾者が法人の場合、申請日の前6か月以内に発行された代表者事項証明書、履歴事項全部証明書等を添付する。

4 登記事項証明書

(1) 承諾を要する土地、建物すべての登記事項証明書を添付する。

(2) 登記事項証明書は、申請日の前6か月以内に発行されたものとする。

(3) 承諾を要する建物が未登記の場合、同権利者を確認するため、都税事務所が発行する固定資産家屋評価証明書を添付する。

5 その他の添付書類

(1) 土地区画整理事業の事業認可区域内に指定する場合は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条の許可の写し

(2) 申請を代理人に委任する場合は、代理人委任状

(3) 申請する道路となる土地が農地である場合は、農地法（昭和27年法律第227号）第4条又は第5条による転用届出の受理通知書の写し

(4) 住居表示の実施に伴い登記上の旧住所と現住居表示番号が相違している場合は、その変更を確認できる住居表示変更証明書（足立区内であれば戸籍住民課住居表示担当で入手可能）

- (5) 地権者の転居に伴い登記上と印鑑登録証明書上の住所が相違している場合は、新旧住所のつながりの確認できる住民票・戸籍附票等
- (6) 地権者の婚姻・養子縁組等に伴い登記上と印鑑登録証明書上の氏名が相違している場合は、新旧氏名のつながりの確認できる戸籍附票等

第3 指定の変更又は取消しの協議

細則第18条第1項の規定による5号道路の位置の指定の変更又は取消しの協議をする事業者は、前記第2の1から5までの規定に従って作成した細則第18条第2項で準用する同第16条第2項に規定する書類を添付して行う。この場合、事業の認可書又は許可書の写しその他事業の執行状況に関する書類を添付する。なお、承諾書については、事業の認可書又は許可書の写しをもってこれに代えることができ、印鑑登録証明書の添付は要しない。また、区長が必要ないと認めた書類の添付は要しない。

第4 道路の位置の指定等の効力の発生

- 1 細則第16条第2項に規定する申請による5号道路の位置の指定又は指定の変更は以下のことを確認した上で行う。
 - (1) 第2の1に従って築造計画どおりに築造されたこと。
 - (2) 細則第19条第1項の規定に従い、境界が明確にされていること。
 - (3) 原則として、指定をする道路に建築物及び工作物が存在しないこと。
 - (4) 既存道路と接続する部分の障害物が除却されていること。
 - (5) 従前の5号道路に接する建築物の敷地が当該位置の指定の変更により法第43条第1項の規定に抵触するに至らないこと。
- 2 細則第16条第2項に規定する申請による5号道路の位置の指定の取消しは、従前の5号道路に接する建築物の敷地が当該指定の取消しにより法第43条第1項の規定に抵触するに至らないことを確認した上で行う。
- 3 細則第18条第1項に規定する協議による5号道路の位置の指定の変更は以下のことを確認した上で協議の成立とする。
 - (1) 第2の1に従って築造計画どおりに築造されたこと。
 - (2) 細則第19条第1項の規定に従い、境界が明確にされていること。
 - (3) 原則として、指定をする道路に建築物及び工作物が存在しないこと。
 - (4) 既存道路と接続する部分の障害物が除却されていること。
 - (5) 従前の5号道路に接する建築物の敷地が当該位置の指定の変更により法第43条第1項の規定に抵触するに至らないこと。
- 4 細則第18条第1項に規定する協議による5号道路の位置の指定の取消しは、従前の5号道路に接する建築物の敷地が当該位置の指定の取消しにより法第43条第1項の規定に抵触するに至らないことを確認した上で協議の成立とする。

第 4 章 2 項 道 路

第 1 2 項道路の指定の取消し基準

- 1 2 項道路の指定の取消しは、以下のいずれかに該当する場合で、従前の 2 項道路に接する建築物の敷地が当該指定の取消しにより法第 4 3 条第 1 項の規定に抵触するに至らないときに行う。なお、幅員は、昭和 3 0 年東京都告示第 6 9 9 号に基づき指定を受けた部分とする。
 - (1) 2 項道路を含む区域において都市計画法第 2 9 条第 1 項、第 3 4 条の 2 若しくは同法第 3 5 条の 2 の許可に基づく開発行為、第 6 5 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業、都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）による市街地再開発事業、土地区画整理法による土地区画整理事業、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 6 0 号）による住宅地造成事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 4 9 号）による防災街区整備事業の施行により当該指定道路以外の道路が整備されたことに伴い、当該指定道路が不要となり、当該指定道路の形態がなくなっているとき（当該指定道路が都市計画法第 2 9 条第 1 項、第 3 4 条の 2 若しくは同法第 3 5 条の 2 の許可に基づく開発行為の接続先道路又は敷地が接する道路の場合は除く。）
 - (2) 基準時に存在した道を含んで法第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路が整備された場合で、避難又は通行の安全上、その他の周囲の土地の状況等により支障がないとき
 - (3) 建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更で、従前の 2 項道路に接する建築敷地が存在しなくなったとき
 - (4) 両端が法第 4 2 条に規定する道路に接続している道路の一部取消しは原則として認めない。ただし、土地の利用状況により、両端が法第 4 2 条に規定する道路に接続していることが著しく土地の利用価値を損なうと考えられるものについては、この限りでない。

第 2 指定の取消しの申請

1 申請書の記載方法等

法第 4 2 条第 2 項の規定による道路の指定の取消しは、細則第 1 6 条第 3 項に規定する必要書類を添付して申請する。

- (1) 申請を代理人に委任する場合、原則として代理人は、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。ただし、測量作業の伴わない取消申請のみ、一級・二級建築士も可能とする。
- (2) 「道路に係る土地の地名及び地番」は、申請に係る道とみなし境界線（法第 4 2 条第 2 項においてその道路の境界線とみなされる線をいう。）間の部分の地名、地番（地番及び支号を含む。）を記入する。土地の一部が含まれる場合は、「～の一部」と記入する。無地番の公有地を含む場合は、「～番地先」と記入する。
- (3) 「申請道路の幅員」は、申請時に存在する道路の幅員を記入する。幅員の値は、道路の中心線に直角に測り、メートル単位で小数点以下第 2 位までとする。

(4)「申請道路の延長」の値はみなし境界線間の中心線の長さとする。延長の値はメートル単位で小数点以下第2位までとする。

2 細則別記第13号様式の記載方法

付近見取図及び地籍図は細則別記第13号様式を使用して、以下の点に留意して記載する。

(1)「道路となる土地の地名地番・幅員・延長」は、申請書(細則別記第12号様式)に記入した事項と同じものを記入する。

(2) 地籍図

ア 申請図の凡例に従って記載する。

イ 縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600のいずれかで、原則として、指定する道路が日本工業規格A列4番に収まる縮尺とする。

ウ 指定の取消しを求める2項道路の申請時に存在する道路の幅員及びみなし境界線間の幅員並びにみなし境界線間の中心線での延長を記載する。

エ 地番界及び地番を表記する。

オ 周辺の既存道路を表記し、法上の種別、幅員及び指定年月日等を記入する。

(3) 付近見取図

縮尺1/2, 500程度とし、方位、申請に係る道路の位置、付近の目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を明確に表示する。

(4) 公図写し

ア 申請日の前6か月以内に写したものとする。

イ 写した年月日、写した場所、写した者の氏名(受託者が作業を行った場合は、受託作業名及び法人名と代表者名(受託者が法人のときに限る。))を記載する。

ウ みなし境界線を公図写し中に点線で明示する。

(5) 承諾書

ア 地名、地番及び権利別に承諾者名を記入し、承諾印(実印)を押印する。「権利別」欄は、権利の種類を記入する。

イ 関係権利者全員の承諾を得た日付を「この図面のとおりに道路位置の指定取消しを承諾いたします。」の欄の日付として記入する。

ウ 後見人等の法定代理人又は公有地管理者の場合は、これらの資格を権利別欄に記入する。

エ 承諾を必要とする範囲

(ア) 道路に係る土地及びその土地にある建築物又は工作物に関して次のいずれかの権利を有する者

- ① 所有権
- ② 対抗要件を備えた地上権又は賃借権
- ③ 登記した先取特権、質権又は抵当権
- ④ ①、②又は③の権利に関する仮登記
- ⑤ ①、②又は③の権利に関する差押えの登記

⑥ 買戻しの特約の登記

⑦ 高圧線下等において、電気工作物の設置及び保守等に関して設定された地役権

(イ) 道路に沿接する土地及びその土地にある建築物又は工作物に関して所有権を有する者

(ウ) 共同物件の場合は、全権利者

(エ) 袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）の道路に接続して取消しする場合は、その道路の接続部分の土地所有者

(オ) 取消しにより直接影響を及ぼすと考えられる部分の権利者（家屋の所有者を含む。）の承諾を得ることを原則とするが、取消しにより利益のみを得られる部分の権利者の承諾は必ずしも要しない。

オ 承諾についての一般事項

(ア) 公有地についてはその管理者の承諾とする。

(イ) 申請する道路が道路法（昭和27年法律第180号）による道路に係る場合は、道路管理者の承諾を要する。

(ウ) 権利者が未成年の場合は、親権者の承諾を要する。

(エ) 申請後に道路の位置を訂正する場合は、その部分の権利者の訂正印を要する。

(オ) 地権者が死亡し、遺産分割協議書により当該土地・建物の相続人が確定している場合、当相続人の記名押印（実印）をもって承諾とする。その際は遺産分割協議書の写しを申請書類に添付する。

相続人の確定を確認できない場合、法定相続人全員の記名押印（実印）をもって承諾とする。その際は法定相続人の確認を行うため、戸籍謄本・附票等と相続関係説明図を申請書類に添付する。

(6) 図面作成者は原則として、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。

ただし、測量作業の伴わない取消申請のみ、一級・二級建築士も可能とする。

(7) 測量者は、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。

(8) 図面のつなぎ合わせ目には、関係権利者全員及び図面作成者の契印を押印する。

3 印鑑登録証明書

(1) 承諾書欄に押印された申請者及び承諾者の印鑑登録証明書を添付する。

(2) 申請者及び承諾者の印鑑登録証明書は、申請日の前6か月以内に発行されたものとする。

(3) 申請者及び承諾者が法人の場合、申請日の前6か月以内に発行された代表者事項証明書、履歴事項全部証明書等を添付する。

4 登記事項証明書

(1) 承諾を要する土地、建物すべての登記事項証明書を添付する。

(2) 登記事項証明書は、申請日の前6か月以内に発行されたものとする。

(3) 承諾を要する建物が未登記の場合、同権利者を確認するため、都税事務所が発行する固定資産家屋評価証明書を添付する。

5 その他の添付書類

(1) 申請を代理人に委任する場合は、代理人委任状

- (2) 申請する道路となる土地が農地である場合は、農地法（昭和27年法律第227号）第4条又は第5条による転用届出の受理通知書の写し
- (3) 住居表示の実施に伴い登記上の旧住所と現住居表示番号が相違している場合は、その変更を確認できる住居表示変更証明書（足立区内であれば戸籍住民課住居表示担当で入手可能）
- (4) 地権者の転居に伴い登記上の住所と現住所が相違している場合は、新旧住所のつながりの確認できる住民票・戸籍附票等
- (5) 地権者の婚姻・養子縁組等に伴い登記上と印鑑登録証明書上の氏名が相違している場合は、新旧氏名のつながりの確認できる戸籍附票等

第3 指定の取消しの協議

- 1 細則第18条第1項の規定による2項道路の指定の取消しの協議をする事業者は、前記第2の1から5までに従って作成した細則第18条第2項で準用する同第16条第3項に規定する書類を添付して行う。この場合、事業の認可書又は許可書の写し、その他事業の執行状況に関する書類を添付する。なお、承諾書については、事業の許可書又は許可書の写しをもってこれに代えることができ、印鑑登録証明書の添付は要しない。また、区長が必要ないと認めた書類の添付は要しない。

第4 指定の取消しの効力の発生

- 1 細則第16条第3項に規定する申請による道路の指定の取消しは、接する建築物の敷地が当該指定の取消しにより法第43条第1項の規定に抵触するに至らないことを確認した上で行う。
- 2 細則第18条第3項に規定する協議による道路の指定の取消しは、接する建築物の敷地が当該指定の取消しにより法第43条第1項の規定に抵触するに至らないことを確認した上で協議の成立とする。

第5章 その他

第1 その他

- 1 この基準を補完する事項について別途定めることができる。
- 2 足立区建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成22年規則第58号）による改正前の細則第18条の規定により平成22年7月7日までに、同条に規定する事業の工事が着手された部分に存在する位置の指定を受けた道路その他の私道は、同条の規定が適用される。

付 則（23足都開発第1941号 平成24年3月30日 都市建設部長決定）

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 道路位置指定・道路位置等の変更及び廃止基準（平成6年12月20日決定。以下「旧基準」という。）は廃止する。
- 3 この基準の施行前に旧基準によりなされた指定処分又は手続は、この基準によってなされた処分又は手続とみなす。

付 則（30足都開発第1242号 平成30年12月5日 都市建設部長決定）

この基準は、平成31年1月4日から施行する。

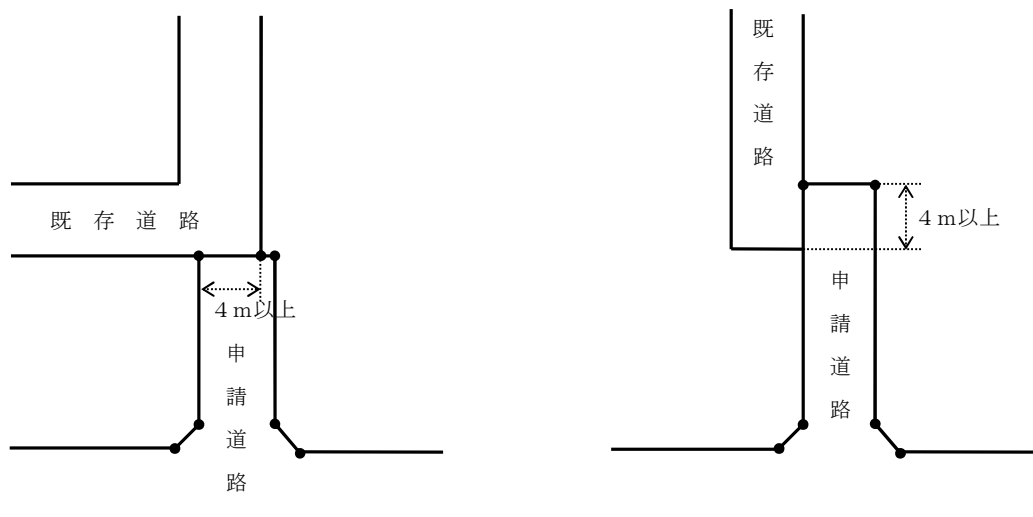
付 則（3足都開発第1971号 令和4年3月7日 都市建設部長決定）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

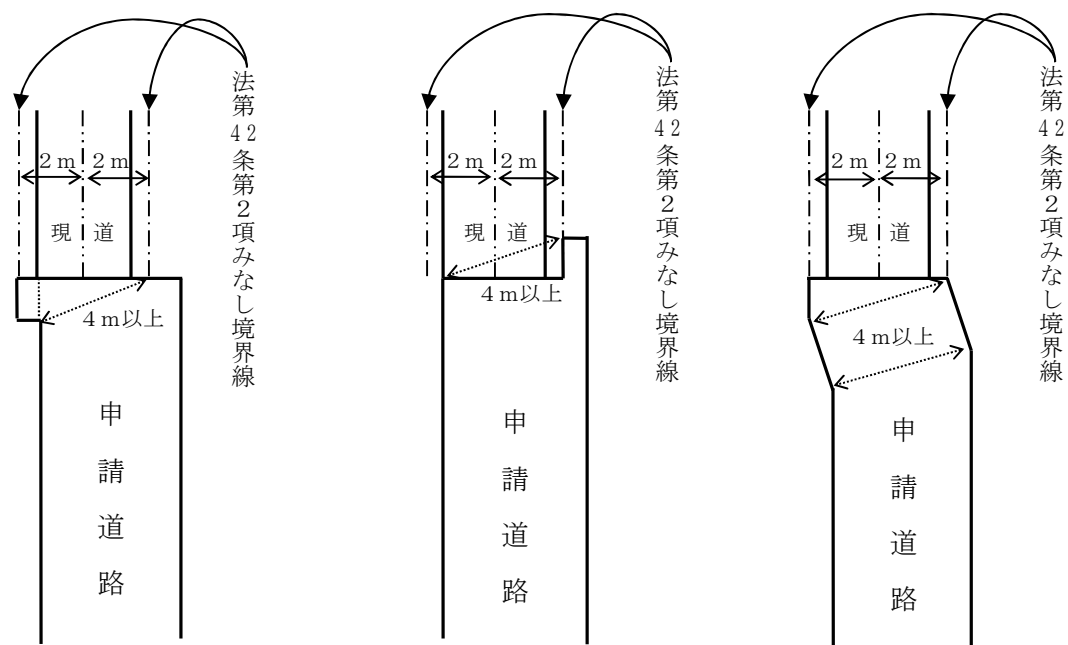
付 則（7足都災発第3044号 令和7年10月20日 都市建設部長決定）

この基準は、令和7年11月4日から施行する。

【図 面】

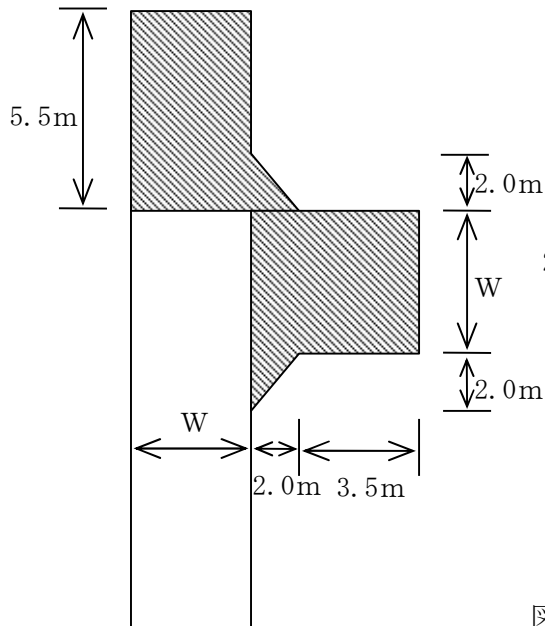


図－1

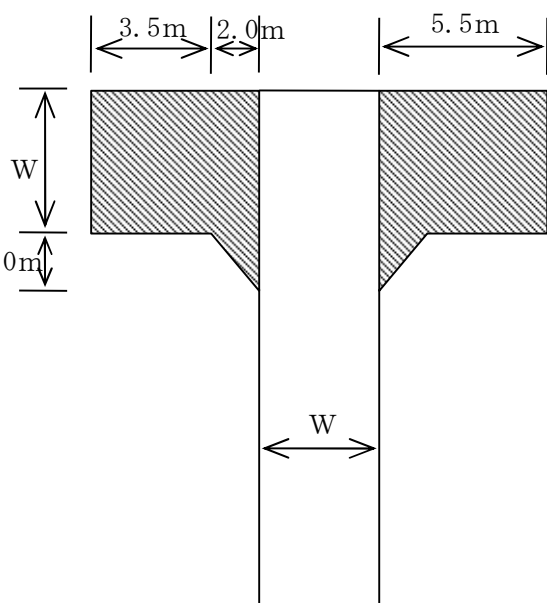


図－2

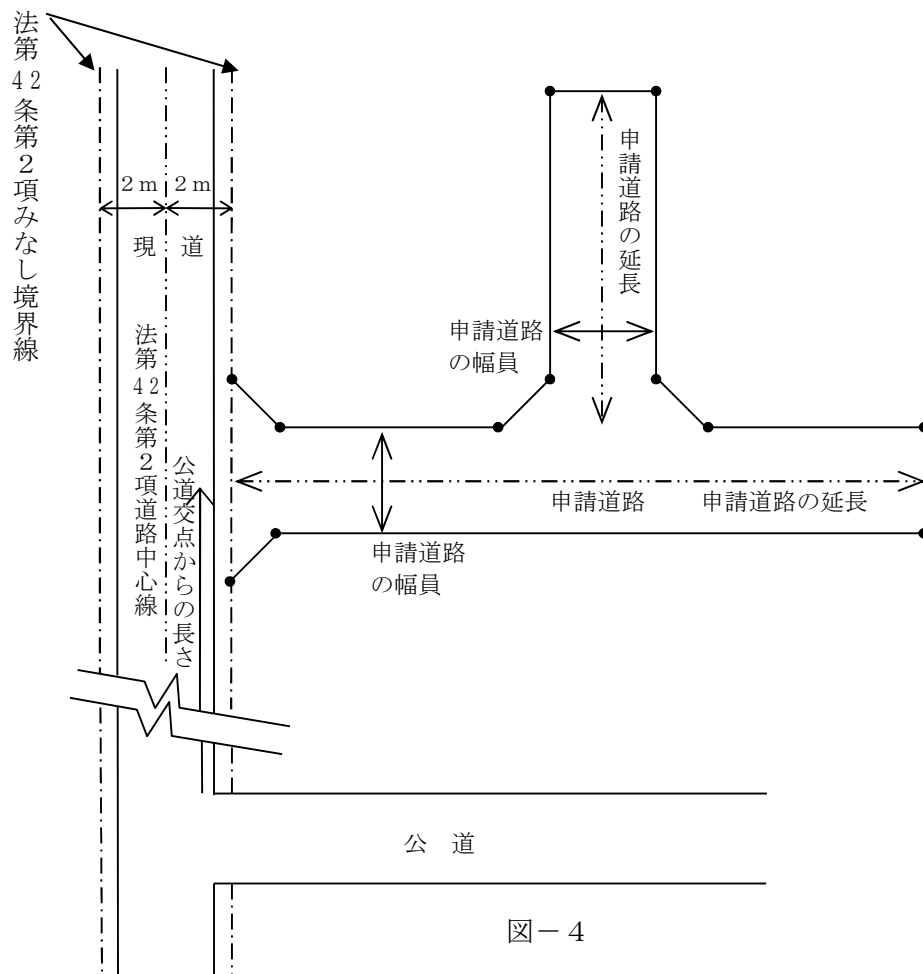
転回広場（ト型）



転回広場（T型）



図－3



図－4